



あなたと町政をむすぶパイプ役

安報むぎ

第145号

2019

8

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL.72-1111(代) ●印刷 木村プリントテック
ホームページアドレス <http://www.town.tokushima-mugi.jp/>



令和元年7月28日 姫神祭 納涼花火



○町長所信	2	○児童手当について	19
○議案審議	3	○児童扶養手当について	20
○補正予算	5	○特別児童扶養手当について	21
○一般質問	6	○NHK放送受信料の免除基準	22
○8月は保険証の定期更新月	14	○障害を理由とする差別をなくそう	23
○臓器提供の意思表示	15	○牟岐町プレミアム付商品券	24
○後期高齢者医療制度歯科健康診査	16	○地籍調査の実施	25
○在宅要介護者訪問歯科健康診査	17	○放送大学10月入学生を募集	26
○年金生活者支援給付金	18	○海が吠えた日	27

皆さんの
声を
町政に

課題解決に向けて



ますとみ おさむ
 町長 榎富 治

牟岐町は今、老朽化したごみ焼却施設の改築問題、検討委員会から答申が出ている役場庁舎の移転、人口減少・少子高齢化対策、農林水産業、商工業の振興などさまざまな課題を抱えています。

ごみ焼却施設の改築問題については、まずは3町長で話し合い、海部郡衛生処理事務組合の全員協議会を開催するなどして結論を出したいと考えています。役場庁舎の移転については、牟岐町役場庁舎移転・建設等検討委員会からの答申を尊重し、議会、住民の意見も聞きながら進めたい

と思っています。

人口減少・少子高齢化対策、農林水産業、商工業の振興などについては、牟岐町は平成27年度に地方創生の総合戦略を策定し、「牟岐町への新しい人の流れを作る」「牟岐で安心して働ける雇用の場をつくる」「結婚・出産・子育ての希望がかなう環境をつくる」「時代にあつた住み続けたいと思える地域をつくる」の4つの基本目標を掲げ、この間、さまざまな施策に取り組みしてきましたが、人口減少に歯止めはかかっていません。

人口は、町の体力であり、少しでも人口減少を食い止めていかなければなりません。一次産業の後継者の育成、若い世代の取り組みについては、特に支援を続けたいと考えています。高齢者支援といたしまし

ては、高齢化が進み車の運転ができなくなってきましたと、生活する上で、買い物や通院等が困難になるので、高齢者の移動支援等は関係機関、各所との協議を重ね検討したいと思っています。

また、牟岐町と多様に関わっていただける「関係人口」を増やしていくためにも、前の近畿牟岐会のようなふるさと会の復活と併せまして、町とのつながりにより深めていただく「特別町民」の募集をし、特別町民用の住民票か住民票に代わるものを発行し、何らかの特典も用意できればと考えています。牟岐町出身者よりも、それ以外の方々にも特別町民になっていただけるような制度になるよう検討を進めたいと考えています。

次に南海トラフ巨大地震対策といたしましては、1人でも多くの命が助かるように避難路の整備、避難場所の整備は、今後とも進めたいと考えています。そして、各地区の自主防災組織に、地区防災計画を未策定

の所は早急に立てていただくようお願いし、日頃より防災意識、防災知識の向上、災害に対する備えを万全にできればと考えています。また、避難訓練も工夫をこらし、いろいろな曜日、時間に計画し、多くの町民の皆様に参加していただけるようにしたいと思っています。

牟岐町の昨年度の普通会計決算は、実質単年度収支が約1千万円の赤字となりました。財政状況が大変厳

しい牟岐町ですので、緊縮財政に努めなければなりません。

また、事務事業の見直しも必要になると思いますが、牟岐町を元気にするため、みんなで知恵を出し合い、一つひとつ誠意をもって、それぞれの課題解決に向けて、これからも取り組みを進めたいと思いますので、今後の皆さま方のご指導、ご協力を心からお願ひ申し上げます。



あじさい (内妻)

6月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が6月19日から21日まで開かれ、開会日には
 杵富町長所信表明後、繰越計算書の報告、条例の制定及
 び改正6件、補正予算2件、その他2件、人事案件1件
 の趣旨説明が行われ、堀内議員からは、意見書の趣旨説
 明がありました。

再開日には7名の議員が一般質問に立ち論議がなされ、
 その後、各議案を審議、町長提出の報告1件、議案11件
 と議員提出の意見書1件が可決されました。

繰越計算書 条例

◎平成30年度牟岐町一般会
 計繰越明許費繰越計算書
 平成30年度から令和元年
 度に繰り越したDMV導入
 事業補助金、住基ネットシ
 ステム機器更新事業、プレ
 ミアム商品券事業、喜来橋
 修繕事業、橋梁長寿命化計
 画事業、杉山2号橋耐震補
 修事業、立石谷川災害復旧
 事業以上7件について、繰
 越計算書を報告し、議会の
 承認を求めるもの。
 (原案承認)

◎牟岐町離島振興対策実施
 地域の固定資産税の課税
 免除に関する条例
 離島振興法の趣旨に基づ
 き牟岐町離島振興対策実施
 地域における固定資産税の
 課税免除に関し、必要な事
 項を定める。
 (原案可決)

◎牟岐町森林・林業活性化
 基金条例
 森林管理法に基づき森林
 の整備を促進するとともに、
 地域活性化を目的とする木
 材の利用や人材の育成に資
 するもので、基金の原資は
 森林環境譲与税。
 (原案可決)

◎牟岐町災害弔慰金の支給
 等に関する条例の一部を
 改正する条例
 災害援護資金の貸付を受
 ける際の利率の改定で、保
 証人を立てる場合は無利子
 立てない場合は、1・5%
 に改めるもの。
 (原案可決)

◎牟岐町放課後児童健全育
 成事業の設備及び運営に
 関する基準を定める条例
 の一部を改正する条例
 放課後児童支援員の研修
 に関する規定の改正で、知
 事が行う研修の他に指定都
 市の長が行う研修も可能と
 する改正。
 (原案可決)

人事



副町長 大森 ひろふみ 博文

◎副町長の選任
 令和元年6月30日で任期
 満了となる副町長に、大森
 博文氏を再任するため議会
 の同意を求めるもので任期
 は令和5年6月30日まで。
 (原案同意)

◎牟岐町家庭的保育事業等
 の設備及び運営に関する
 基準を定める条例の一部
 を改正する条例
 卒園後の受け皿の提供を
 行う連携施設の確保が困難
 である場合は、確保を不要
 とするなどの改正。
 (原案可決)

その他

◎徳島県市町村総合事務組
 合を組織する地方公共団
 体の数の減少に伴う徳島
 県市町村総合事務組規
 約の変更
 美馬西部学校給食センタ
 ー組合が解散したため、組
 合規約を改正するもの。
 (原案可決)

◎町有財産の処分
 町有財産である健康管理
 センター(旧鬼ヶ岩屋温泉)
 の土地と建物を売却するも
 ので、売買金額は1033
 万円。
 (採決の結果、原案可決)

議

案

審

議

質 問(要旨) 意見書(要旨)

(多くの議員発言がありましたが、紙面の都合上、一部を掲載しています。)

◎新たな過疎対策法の制定に関する意見書

提出者 堀内隆弘
賛成者 森 定雄

質 横尾議員
避難所(町民体育館)における資機材として車イス対応の組み立て式トイレを購入予定だが保管場所は。

答 木田健康生活課長
町民体育館西側に新設予定の備蓄倉庫内を予定。

質 森議員
スポーツ少年団活動費補助金が前年度より増えているが、活動団体が増加したのか。

答 久岡教育次長
バドミントンが新たに加わり若潮クラブ、ミニバスケット男子・女子、柔道の5団体となった。

現行の「過疎地域自立特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能は今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。
過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市を含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。
(原案可決)

補正予算

◎令和元年度牟岐町一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ1億7078万1千円を追加し、予算総額を33億4924万6千円と定めるもので、内容は5ページに記載のとおり。
(原案可決)

◎令和元年度牟岐町介護保険特別会計補正予算

介護報酬改定等に伴うシステム改修費用の追加で、歳入歳出それぞれ121万を追加し、予算総額を7億8890万3千円とするもの。
(原案可決)

議会の動き

(6月)

- 4日 阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会総会(田野町)
- 5日 牟岐町戦没者追悼式
- 11日 行政常任委員会
- 12日 全員協議会、議会運営委員会
- 19日 第2回定例町議会
- 21日
- 26日 徳島県町村議会議長会臨時会(徳島市)

(7月)

- 12日 広報編集委員会

(8月)

- 2日 徳島県町村議会議長会定例会(徳島市)
- 19日 四国横断自動車道建設促進期成同盟会総会(阿南市)
- 23日 町村議会広報紙作成講座(徳島市)

令和元年度一般会計の予算総額は

33億4924万6千円になりました。

6月補正予算は、1億7078万1千円の追加です。(原案可決)

歳入予算の主なもの

金 額	内 容	
1,532,000円	地方譲与税	森林環境譲与税
2,523,000円	国庫支出金	介護保険料低所得者保険料軽減負担金(追加分)
2,000,000円	国庫支出金	地方創生推進交付金(追加分)
1,365,000円	県支出金	徳島県戦略的災害医療プロジェクト推進費補助金
137,188,000円	繰越金	前年度繰越金(追加分)
3,000,000円	諸収入	とくしま創生推進事業助成金
11,900,000円	町債	過疎債(追加分)

歳出予算の主なもの

金 額	内 容	
1,400,000円	コミュニティセンター修繕料(西又、川長)	
5,614,000円	固定資産台帳更新業務及び統一的な基準による財務書類作成業務	
25,000,000円	L G W A N 接続系端末パソコン(80台)	
4,400,000円	津波避難計画策定及び津波避難マップ策定	
16,900,000円	牟岐町社会福祉協議会補助金(法人運営・各種事業分)	
2,838,000円	地域福祉計画策定委託料	
4,236,000円	敬老祝金	
5,046,800円	介護保険低所得者保険料軽減分繰出金(追加分)	
1,695,000円	斎場修繕料	
15,556,000円	海部郡衛生処理事務組合負担金(追加分)	
3,150,000円	森林施業集約化支援交付金	
8,257,000円	水産振興費補助金(アワビ輪採制・種苗放流事業他)	
2,750,000円	牟岐町商工会補助金	
2,800,000円	総合戦略修正業務	
4,000,000円	短期滞在施設予約サイト作成業務	
7,000,000円	備品購入費(ミニショベル、2tダンプ)	
4,700,000円	町単出羽島漁港災害復旧事業	

500万円

町道楠之浦1号線補修工事



200万円

林道さこやしき線補修工事



補
正
予
算

庁舎移転の方針は



かしたに ちえこ 議員
榎谷 千重子

い」とし、第一候補として山田地区、第二候補として大谷地区とする報告内容であった。
今後、検討委員会の答申を尊重し、それに沿って進めていく考えはあるか。

【答】 榎富町長

牟岐町役場庁舎移転・建設等検討委員会は、町内の関係機関、団体等の代表者、学識経験者、町議会議員、副町長、町職員等の委員で構成され、その中で協議を重ね導かれた報告書であり、たいへん重い答申と思っ

【質】 榎谷議員

牟岐町内にある海部郡衛生処理事務組合のごみ処理施設は、40年以上前に建てられた施設で、すでに耐用年数を大きく超え老朽化は進んでいるが、長年の懸案事項である建て替えに関する協議は一向に進んでいない。

【答】 榎富町長

い。今後、どのように取り組みを進めていく考えか。

ごみ焼却施設の

建て替えについて

【質】 榎谷議員
役場庁舎は、耐震性もな

くコンクリートはひび割れ状態であり、南海トラフ巨大地震が発生した場合、倒壊の危険性がある。
早急に移転改築する必要

があることから、牟岐町役場庁舎移転・建設等検討委員会が設置され、会議を重ねてきた結果、平成29年11月9日に委員会から前町長に報告書が提出されたが、その後は進んでいない。
報告書は「津波浸水区域外が望ましい」「町の中心部から遠くない場所が望ましい」「移転先については4千㎡程度の敷地が望まし



牟岐町役場庁舎

今までに何年間も一向に進展しなかったこの課題が一気に解決することは困難ではあるが、避けては通れない課題でもある。ごみ焼却施設が故障するまでには、次の施設を建設しておかなければなら

ごみ焼却施設はすでに40年以上経過しており、建て替えが急務であることは十分認識している。しかし、これまで海部郡でも十分な議論ができないままきている。牟岐町だけで解決できる問題ではなく、簡単には解決できない事案であると思っ

当然、ごみ焼却施設が故障して使用できなくなる前には解決しなければならぬと考

高齢者タクシー利用

助成制度に関して



もり さだお 議員
森 定雄

高齢者の移動手段の確保について、今後どのような取り組みをしていくのか。

【答】 榎富町長

過疎地域における交通手段の確保は各市町村においても苦慮されており、重要な問題であると考えている。今後関係機関などと協議しながら、地域公共交通会議を通して、タクシー助成事業の内容も含め検討していきたい。

【答】 浜内総務課長

タクシーの台数が足りない件については、町外に出ている場合、運転手が不在の場合などは対応できないことがあるが、現在、牟岐町にあるタクシー3台全てが町内にいるときは、待つてもらふことはほとんどないという。議員指摘のとおり、遠距離の方の自己負担が大きくなることについて、検討していく必要があるが、異なる条件の利用者全てに対し同一の自己負担とするのは難しい。

タクシー助成事業も含め、今後総合的に検討していく。



人口透析患者通院

交通費助成事業について

【質】 森議員

人工透析をしている方は、1回4時間、週3回の透析治療が必要になり、月に換算すると12回以上通院しなければならず、交通費の負

担が大きく膨れ上がるため、全国の自治体では通院にかかる経済的負担の軽減を目的として交通費の一部を助成するところも多い。

現在、徳島県では交通費の経済的負担への取り組みは、まだ広がっておらず、全国的に遅れをとっている。この件に関して町長の考えは。

【答】 海部住民福祉課長

透析患者への交通費助成は、徳島県内では進んでいるとは言えず、県内では那賀町が交通費の助成を行っている。

助成方法及び要件についての検討も課題であるが、透析患者に限らず、がん患者や病气全般に関する課題でもあると考えられるので、今後、十分な協議を重ね検討したい。



課題解決に向けての 具体的な対策は



よこお まさあき 議員
横尾 政明

し、旧西部保育所は民間企業に貸し出す予定である。
④少子高齢化対策は、子育て世代に移住をしていた多くの理想であり、施策の充実を図りつつ、新しい施策は検討したい。働く場、雇用の場も必要である。

企業誘致に注力すべきとの指摘については、専門職員の体制整備が必要であり、検討したい。
⑤農林水産業、商工業の振興での事業承継問題は、商工業は「徳島県事業承継ネットワーク」など関係団体との連携が必要であり、一次産業に置いては、支援組織が設立されていないため、町単体では難しい。今後、各関係団体と連携したい。

質 横尾議員
町長は、5月の臨時議会で5項目の課題を取り上げ、取り組みを進めたいとされたが、具体的な対策をどう講じていくのか。

答 榎富町長

①ごみ焼却施設と②庁舎移転については、榎谷議員にお答えしたとおりである。庁舎移転は、一般財源となるため、非常に厳しい。今後、両問題ともに意見交換会なども検討したい。
③町有財産の整理は、有効活用できるものは有効利用していきたい。
健康管理センターは売却



健康管理センター

財政難の中、いかに 歳入を確保するか



旧西部保育所

質 横尾議員
税の徴収率を上げることや、ふるさと納税制度の活用をすべきではないか。

答 榎富町長
納税者が納付しない場合は、税務会計課より督促状や催告書を発行し、自主的な納付をお願いしている。滞納繰越分については、滞納整理機構へ移管手続き

を行っており、より一層の収納額の向上に努めたい。ふるさと納税の平成30年度実績は、210件、4,872千円となり、ポータルサイト開設時より4倍ほど増加したが、他市町村と比較すると少額であり、今後関係機関等と協議し、返礼品を増やしたい。

滞納整理機構へ移管手続き

防災士増員の考えは



ひらやま なおみち
平山 尚道 議員

質 平山議員

近年各地における台風、水害や来るべき南海トラフ地震に備える必要がある。公の機関が行動する前に自発的な意識、行動が必要であり、その際のリーダーとなる防災士の役割が重要だと考える。



自力避難困難者の避難方法について

質 平山議員

職員や民間、企業の防災士増員は、町民に対する強い安心感を与え、保育園、小中学校への増員推奨も保護者への安心感になる。町として、それを積極的に増員、推奨する考えは。

答 枘富町長

防災士の増員については、防災活動の取り組みとして非常に重要なことであり、今後推奨していきたい。その趣旨から地区の自主防災組織の方々や消防団員など地域で防災リーダーとして活動していただける方に受講していただきたいので、そういった方々を対象に広く受講のお願いをしたい。

答 浜内総務課長

職員の防災知識向上のため、他の防災研修と同様に進めていきたい。

答 枘富町長

これまでの取り組みとして、町内会、各地区自主防災組織の総会などで、災害発生時に支援が必要とされる方の地域の支援者の人選を自主防災の会長に依頼してきた。地域の支援者が

決まれば、要援護者一人ひとりについて、個別避難計画を作成している。

今後の予定として、今まで同意が得られなかった方や新規の要援護者に周知をし、一人でも多くの方に避難行動要支援者名簿に登録していただき、地区の自主防災組織等のご協力を得て、避難時における個人個人に適した個別計画の作成を目指す。



内妻運動公園の施設 維持管理状況について



きだ しゅんじ 議員
喜田 俊司

【質】喜田議員

運動公園のトイレについて、現在、男子用と女子用が同一建物内で間仕切りが

ない状態で設置されているため、利用者に変な不快感を与えている。また、便器の一部も破損している状態である。今後、男子用と女子用の仕切りや便器の補修について、どのように考えているか。

また、内妻運動公園には、年間を通じて、たくさんの方々がラウンド利用者や観客、併設のテニスコ



内妻公園内にあるグラウンド

ート利用者、ウォーキング等の利用者がいる。現在、AEDの設置がない状況だが、必要に応じて最善の処置ができるAED設置の考えは。

【答】榎富町長

内妻運動公園トイレの状況ですが、私も把握しており、皆様方にはご不便、不快感を与えている。

建て替えや改築には、多額の経費を要する。今後の対応として不具合箇所は修繕し、また、間仕切りは、簡易で利便性の高いものを検討したい。

次にAEDの設置は、盗難の可能性もあり、唯一、使用者が役場での鍵の受け取り時にお渡しする方法があるかと考える。

公園内の環境整備が実施される際には、設置場所の検討をしたい。



内妻公園内にあるトイレ

【質】喜田議員

公園の環境は、冬場でも暖かく活動しやすい立地状況である。この条件を活かし、町外の小中学生の野球

チームの誘致を低料金で宿泊可能な牟岐少年自然の家と連携を行い、練習は内妻

宿泊は古牟岐、冬場の「牟岐合宿」の提案及び誘致にて利用促進し、より活性化を図る考えはないか。

また、春には綺麗な桜が咲く、この公園の休憩広場

内妻運動公園利用状況 の活性化について

の憩いの広場として、厳しい財政の中、利用料増収への考えはないか。

【答】榎富町長

運動公園の利用状況の活性化について、冬場は比較的暖かいが寒い日もあり、少年野球チーム等の誘致では、保護者の方もおり、ま

ずトイレが問題で、現時点での誘致は逆に苦情をいただく課題も考えられる。誘致できる環境を考えたいが、費用も伴うため見極めたい。

次に休憩広場の環境整備については、多額の費用を要するため、施策の重要性、優先度の考慮、費用対効果などがあり、今後の対応としては、内妻公園全体の更新を目指して新たな施設整備、費用対応も含め計画的な取り組みを検討しなければならない。

を若干環境整備を行い、小さな子どもや家族で楽しめる自然豊富で素朴なバーベキュー場や少数的ながら有料オートキャンプ場の区画施設の設定などを行い、牟岐

町政の方針は



ほりうち たかひろ 議員
堀内 隆弘 議員

質 堀内議員

前町長時には、「保養と健康の町」とのスローガンを挙げ、観光に力を入れて交流人口を増やすとしていきましたが、今後も引き続き方向性は変わらないのか。課題が多くあり、新しい取り組みも検討されているが、職員の数やお金は限られている中、優先順位をしっかりとつけた町政のかじ取りが期待される。

答 枅富町長

地方創生交付金を受けた事業につきましては、有識者会議の中で事業の効果検

証を行っている。事業効果の薄いものについては、交付金の返還も考えられるが、限られた職員数、また、財政が厳しい中、優先順位をつけ検討していきたいと考えている。

私は、牟岐町と多様にかかわっていただける関係人口を増やしていきたいと考えている。



高齢者の移動手段について

質 堀内議員

現在、高齢者の移動手段については、タクシークケット配布などで対応している現状ですが、根本的な解決が必要となってきている。今後、ますます高齢化が進む中、「[※]自家用有償旅客運送登録制度」等、検討が必要ではないか。

同時に「SBドライブ株式会社」のような自動運転技術の研究開発会社等の情報収集も必要とされる。現

在、北九州市、鳥取県八頭町、長野県白馬市、浜松市の4市町とは連携協定を締結しており、2021年度には量産・事業化を目指している。

今後、大きな課題である高齢者の移動手段について、牟岐町に加え、海部郡全体で検討していくべきではないか。

答 枅富町長

高齢者の移動手段については、今後十分検討していく必要があると考えている。「[※]自家用車有償旅客運送登録制度」についても、現在運行しているバス会社や

タクシース会社の運営に支障がきたさないように配慮しながら、高齢者の交通手段の一つとして地域公共交通会議などにより検討していきたい。

自動運転技術の情報収集についても、県内の市町村の状況や全国の情報に注視していき、まずは牟岐町で検討後、海部郡の方に拡げていければと考えている。

※1 自家用有償旅客運送制度
過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によって提供されない場合に、その代替手段として国土交通大臣又は事務・権限の移譲を受けた地方公共団体の長から登録を受けた市町村やNPO等が自家用車を使用して有償で運送できることとする制度。



住民からの行政に対する要望、意見、苦情等の取り扱いについて



ふじもと まさふみ 議員
藤元 雅文

ごみ焼却場の建て替えと今後のごみ処理について

【答】大森副町長

住民が信頼できる行政運営は大切であると認識しており、内容により、各課で対応方法や処理について検討している。

町内会や団体等からの要望や意見等は記録しており、重要な案件は、毎週の課長会で報告し、協議している。

各課を集約すると、平成30年度は、住民からの要望・意見等が140件余りで、そのうち建設関係が110件余りとなっている。

【質】藤元議員

「現地での建て替えが経費が安くて早くできる」というなら、数十年後の建て替え時と同じで、現地でのごみ焼却が永遠に続くことになる。

今までの経過からすれば、他町での建て替えを求め

のは当然だと思うが、どうか。

海部郡内のごみのリサイクル率は県下最低クラスだ。建て替えの件については、よく議論がされてきたが、今後のごみ処理については、ほとんど議論されてこなかった。組合議会では、どのような検討がされているのか。

【答】柘富町長

6町長申し合わせ書、議会の「他町に移転を求めめる意見書」を尊重し、協議する。

分別の強化、生ごみの別処理等、今後、海部郡衛生処理事務組合で協議する。

【答】海部住民福祉課長

今後、ごみ減量化につながる生ごみ処理機購入助成について検討する。

【質】藤元議員

法律のあるなし、民間、公共に関わらず、職場にパワハラがあつてはならず、役場内においても防止策を整えておく必要がある。

子どものいじめだけではなく、大人の職場でパワハラによるいじめが増えていく。

人生を無茶苦茶にし、自殺まで追い込むのがパワハラだ。その対策は。

【答】大森副町長

副町長をトップに職場におけるハラスメントに関わる苦情を処理し、総務課職員2名を相談員に任命している。

今後ハラスメント対策についての意識高揚を図っていく。

過去3年間においては、パワハラ相談等はない。

「牟岐町に住んで良かった」と思える町づくりは、誰もが望んでいる。ただそれは、住民の協力で立ち上がりが必要で、そのためにも、住民の信頼を得るための不断の努力が行政には求められている。

住民からの苦情や要望、意見等は記録し、課全体が情報を共有する必要があるし、行政不信を生まないためにも、聞きっぱなしにしないで返答は確実にすることが大切である。そして、せめて課長クラス間は、情報を共有する仕組みが必要だが、あるのか。



牟岐町にあるごみ焼却施設

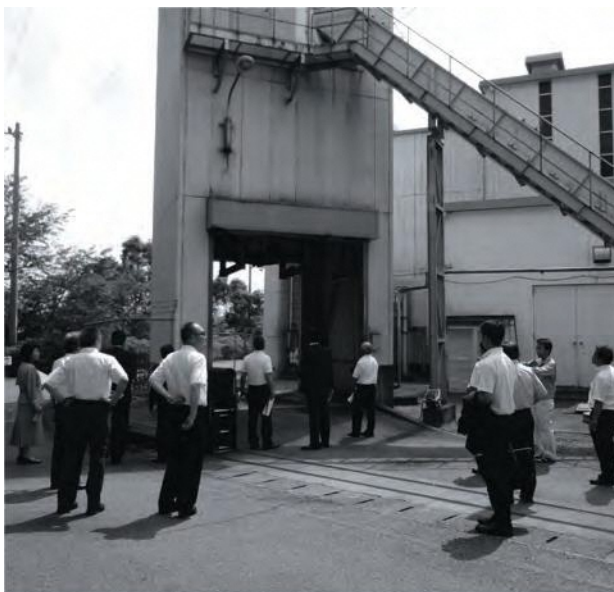
[行政常任委員会の町内施設視察]



海部老人ホーム



海部消防組合



海部郡衛生処理事務組合



編集後記

4月の町長選では、人口減少、少子高齢化の進行など、課題が山積する中、新人同士が町を二分する激しい戦いを繰り広げました。

いずれも、ふるさと牟岐の現状を憂い、再生を願うの立候補だったと思います。

結果は、ご存知の通りですが、町長・行政の頑張りがだけでは、限られています。

牟岐町のこれからの命運は、我々住民がいかに行動するかにかかっているのです。

何事も同じですが、あきらめてしまえば、そこですべてが終わってしまいます。

行政と住民が、知恵と力を出し合い、協力し合う以外に明るい未来を切り開く道はないのです。

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和元（平成31）年7月31日」となっている[濃いクリーム色（黄色）]の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人にお渡ししています。

7月中に市町村担当課から、**有効期限 令和2年7月31日**と記載された新しい被保険者証[みどり色]をお届けします。令和元年8月1日から令和2年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、平成30年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限
交付年月日

被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発行期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	徳島県 後期高齢者医療広域連合 印

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 令和2年7月31日

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は
令和2年7月31日
になっています。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請） 383万円以上は3割（※）	520万円未満は1割（要申請） 520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

①後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、減額認定証）は、有効期限が「令和元（平成31）年7月31日」となっています。

平成30年度の減額認定証をお持ちの方で平成31年度住民税非課税世帯の方には、7月末までにお住まいの市町村から、8月1日以降に使用可能な減額認定証をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

減額認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で、減額認定証発行後に90日を超える入院（過去12か月）をされた方は、お住まいの市町村担当窓口申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

※申請が遅れた場合、減額される期間が少なくなりますので、該当になる方は速やかに申請してください。

②後期高齢者医療 限度額適用認定証（ねずみ色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」（以下、限度額認定証）は、有効期限が「令和元（平成31）年7月31日」となっています。

平成30年度の限度額認定証をお持ちの方で、平成31年度も所得区分が3割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当される方には、7月末までにお住まいの市町村から、8月1日以降に使用可能な限度額認定証をお届けいたします。

更新申請書の提出は必要ありません。

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証(有効期限令和2年7月31日)の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。

臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。

臓器提供についてよく考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

注意事項
保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。
備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3 私は、臓器を提供しません。
◀ 1又は2を選んだ方で、提供をたくない臓器があれば、×をつけてください。▶

[心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球]
〔特記欄〕

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

◆自分の意思に合う番号を選択
自分の意思に合う番号を1から3までの中からひとつだけ選んで○をしてください。

◆提供したくない臓器の選択
1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとおりです。
脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球
心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

◆特記欄への記載について
1又は2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。

◆本人署名・家族署名について
本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください(家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です。)

※ 臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

※ 記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

※平成31年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。
平成31年度の保険料が、年金から差し引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。
保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。
また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

*****後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ*****
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者医療担当
徳島市川内町平石若松78番地1 牟岐町大字中村字本村7番地4
電話 088-677-3666 電話 72-3417

後期高齢者医療制度 歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。また、徳島大学歯学部において、口腔ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診の受診や口腔ケアを行うことは、全身の健康にとっても重要であることが示されています。今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

対象者

平成30年中に節目の年齢になられた方（昭和18年、昭和13年、昭和8年、昭和3年生まれの方）
ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

〔 長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の
指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。 〕

なお、対象者には8月下旬に歯科健診受診券のハガキを送付します。長期入院患者・施設入所者の方にハガキが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

受診場所

 後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院

受診可能な歯科医院の一覧表を市町村窓口・広域連合窓口で配布予定です。
また、広域連合及び県歯科医師会のホームページに掲載予定です。

受診方法

 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上受診してください。

健診項目

 問診、口腔内診査、口腔機能評価等

受診費用

 無料

受診期間

 令和元年9月1日～令和元年11月30日

持っていくもの

 後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のハガキ

その他注意事項

- 健診の予約日を忘れないようにしてください。
- 歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。
- 歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。
- 健診結果は、広域連合又はお住まいの市町村での口腔保健指導及び徳島大学との共同研究による分析調査に活用することがありますので、ご了承ください。

後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関するお問い合わせ先
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課
徳島市川内町平石若松78番地1
電話 088-677-3666

後期高齢者医療制度 在宅要介護者訪問歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療に加入されている在宅の要介護者を対象に、在宅で歯科健診や歯科保健指導を行うことで、口腔機能の維持回復を促し、高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎の予防することを目的に、訪問歯科健康診査を行います。

【対象者】

自力で歯科医院に通院することが困難な在宅の要介護者で、次の要件を全て満たす徳島県後期高齢者医療被保険者。

- ①要介護3・4・5の認定を受けている方
- ②介護保険の居宅療養管理指導及び口腔機能向上加算を受けていない方
- ③医療保険の訪問歯科衛生指導を受けていない方
- ④平成31（令和元）年度歯科健康診査を受けていない方

【実施期間】

令和元年9月1日～令和元年12月末

【健診費用】

無料 ※ただし、その後の歯科治療については有料

【申込先】

徳島県後期高齢者医療広域連合 事業課

※申請前に、必ず担当ケアマネジャーに相談してください。

ケアマネジャーによる代理申請も可能です。

※対象者と決定した方には訪問歯科医・歯科衛生士をご自宅等に派遣いたします。

訪問歯科健診の詳細や申請書等必要書類については、広域連合ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の訪問歯科健康診査に関する お申込み・お問い合わせ先
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課 徳島市川内町平石若松78番地1
電話 088-677-3666

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを発送します

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を令和元年9月下旬に送付します。

通知の対象者は、本年5月に医療機関で処方された新薬を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方です。

なお、全てのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

電話 088-677-3666

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、消費税引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

* 給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です *

* 各給付金には支給要件があり、すべてを満たす必要があります *

老齢年金生活者支援給付金

- ・ 65歳以上で老齢基礎年金を受けている
- ・ 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ・ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が、779,300円以下である

等

補足的老齢年金生活者支援給付金

- ・ 65歳以上で老齢基礎年金を受けている
- ・ 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ・ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が、779,300円を超え879,300円以下である

等

障害年金生活者支援給付金

- ・ 障害基礎年金を受けている
- ・ 前年の所得額が
「4,621,000円+扶養親族の数×配偶者控除額または扶養控除額等」以下である

等

遺族年金生活者支援給付金

- ・ 遺族基礎年金を受けている
- ・ 前年の所得額が
「4,621,000円+扶養親族の数×配偶者控除額または扶養控除額等」以下である

等

* 日本国内に住所がない、基礎年金が全額支給停止、刑事施設等に拘禁されている、
などの場合は支給されません。

お問い合わせは 徳島南年金事務所 (088-652-1511) まで。

環境保全に対する活動費として寄付金がありました

株式会社オオキタ様から、レジ袋収益金より10万円の寄付をいただきました。

環境保全活動費として活用させていただきます。ありがとうございました。



児童手当について

児童手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。（公務員のかたは勤務先に）

◆支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

所得制限限度額	扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
	0人	622.0	833.3
	1人	660.0	875.6
	2人	698.0	917.8
	3人	736.0	960.0
	4人	774.0	1002.1
	5人	812.0	1042.1

◆支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

児童手当制度では、以下のルールを適用します

1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課（TEL 72-3416）まで

犬猫の避妊・去勢手術費用の一部を補助します

牟岐町で飼われている犬・猫を対象として、1頭につき5,000円を合計10頭に補助を予定しています。（申込者が多い場合は抽選）

犬については、登録と平成31年度狂犬病予防注射を済ませていることが必要です。

（申し込み方法）

官製往復はがきに、飼い主の住所、氏名、電話番号、犬・猫の別、名前、年齢、性別、毛色、犬の場合は犬の登録鑑札番号及び狂犬病予防注射済票番号を記入し、徳島県獣医師会にお申し込みください。

なお、返信用はがきの宛名欄にも申込者の住所、氏名、郵便番号を記入してください。

詳しくは、徳島県獣医師会（TEL 088-663-6607）へお問い合わせ下さい。

（申込先住所）

〒770-8007

徳島市新浜本町二丁目3番6号（公社）徳島県獣医師会

（申込期間）

令和元年10月1日～令和元年10月31日（必着）

（手術期間）

令和元年11月15日～令和2年1月20日

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で保護、監督している父や母、または父母に代わって児童を養育している方に対し支給される手当です。

◆対象となる児童

20歳未満で、身体や精神に重度障がい、または中度障がいのある児童

◆手当を受けることができない場合

- 1、手当を受けようとする人、対象となる児童が、日本に住んでいない場合
- 2、児童が肢体不自由施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
- 3、児童が障害を理由として厚生年金など公的年金を受けることができる場合
- 4、手当を受けようとする人の前年の所得が一定額以上ある場合

◆支給額

支給される手当の月額、障害児1人につき1級（重度障がい児）52,200円、2級（中度障がい児）34,770円となっています。

※手当額は、毎年度変更になる可能性があります。

◆特別児童扶養手当の支払日

手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月分までの4か月が支払われます。

4月期（12月～3月分）→4月11日 支払い

8月期（4月～7月分）→8月11日 支払い

12月期（8月～11月分）→11月11日 支払い

（※11日が土日及び祝日にあたるときはその前日）

◆申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者（手当を受けようとする人）と対象児童の戸籍謄本
- ・特別児童扶養手当認定診断書
- ・請求者名義の預金（貯金）通帳
- ・請求者、配偶者、対象児童の通知カードまたは個人番号カード

※この他にも、個別の事由により必要な書類があります。

詳しくは、牟岐町住民福祉課まで お問い合わせください。 TEL 72-3416

8月は「電気使用安全月間」です



長時間プラグを差し込んだままにしておくことで、プラグとコンセントの間にホコリがたまり、湿気をおびるとプラグが突然発火することがあります。これをトラッキング現象といいます。

火災の原因になることがあるので、プラグはときどき点検掃除をしましょう。

電気安全のご相談は、お気軽に下記までご連絡ください。

障害のある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準内容のご案内

下記の条件に該当となる方は、NHK放送受信料を全額または半額免除が受けることができます。
 免除の該当となる方（世帯）で、手続きがお済みでない場合は申請手続きをしてください。
 （既に免除を受けている方は、手続きは必要ありません。）

＜放送受信料の免除基準内容＞ （平成27年6月1日施行）

【全額免除】

対 象	適 用 条 件
公 的 扶 助 受 給 者	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ●ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
市町村民税非課税の 身 体 障 害 者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
市町村民税非課税の 知 的 障 害 者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判断された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税を含む)非課税の場合
市町村民税非課税の 精 神 障 害 者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
社会福祉事業施設 入 所 者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所されている場合

【半額免除】

対 象	適 用 条 件
視 覚 ・ 聴 覚 障 害 者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級または2級)の方が世帯主で受信契約者の場合
重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判断された方が、世帯主で受信契約者の場合
重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級)の方が世帯主で受信契約者の場合
重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

＜免除の申請手続きについて＞

◆お持ちの障害者手帳・印鑑をご持参のうえ、役場住民福祉課で申請をしてください。

※ 全額免除申請される方で、本年1月2日以降に牟岐町に転入された方は、前住所地の非課税証明書が必要です。

お問合せ先 : NHKふれあいセンター (TEL 0570-077077) / 役場住民福祉課 (TEL 72-3416)

～障害を理由とする差別をなくそう～

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

せいしきめいしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

この法律は、平成28年4月1日よりスタートし、「不当な差別的取り扱い」及び「合理的配慮の不提供」を禁じています。障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障害のある人に対して、

* 「不当な差別的取り扱いの禁止」

正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

- 例： ■ スポーツクラブなどに入会の際、障がいがあることを伝えると、そのことだけを理由に入会を断られた。
- 障がいのある人がアパート等の部屋探しを頼んだが、探しにくいということで、希望を聞く前に断られた。

* 「合理的配慮の提供」

障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

例：書類などで・・・

- 知的障がいのある人が確認が必要な書類を見たが、その人にとっては、難しい漢字や文章が多く、理解できないものであった。



～こんな心づかいで差別をなくしていこう～

- 書類の文字を大きくしたり、ふり仮名をつける。また、代わりに読み上げたり、大切なところをわかりやすく説明したりする。



合理的配慮の事例は内閣府のホームページにあります。

合理的配慮サーチ 検索

牟岐町プレミアム付商品券について

◆目的

消費税・地方消費税率上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、国の施策により、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の販売を行います。

◆購入対象者

1. 低所得者向け

牟岐町に住民票があり（基準日2019年1月1日）、2019年度住民税非課税者

※住民税が課税されている人の扶養親族や生活保護受給者等は除く

2. 子育て世帯向け

牟岐町に住民票があり、2016年4月2日から2019年9月30日の間に生まれた子が属する世帯の世帯主

◆販売上限額

1. 低所得者向け

1人につき25,000円分の商品券を20,000円で販売

販売は使用可能額5,000円（販売額4,000円）を1人につき5冊まで

2. 子育て世帯向け

対象となる子1人につき25,000円分の商品券を20,000円で販売

販売は使用可能額5,000円（販売額4,000円）を1人につき5冊まで

◆手続き

1. 低所得者向け

対象者に申請書を郵送しています。

（申請書を受付・審査後、対象者には商品券購入引換券を郵送します。）

2. 子育て世帯向け

9月以降に商品券の購入引換券を郵送します。申請は不要です。

※お問い合わせ先 牟岐町 住民福祉課 電話 72-3414

「子どもゆめ基金助成活動」tupera tupera 亀山達矢先生 講演会 「絵本の読み聞かせと親子のコミュニケーション」

日 時：令和元年11月17日（日）13：30～15：00

場 所：牟岐町海の総合文化センター1階大集会室

参加費：無料 定員：100名 **要予約**



◆tupera tupera プロフィール◆

亀山達矢と中川敦子によるユニット。絵本やイラストレーションをはじめ、工作、ワークショップ、アートディレクションなど、様々な分野で幅広く活動している。

絵本に、『しろくまのパンツ』『パンダ銭湯』『かおノート』『やさいさん』『いろいろバス』『うんこしりとり』など、著書多数。海外でも様々な国で翻訳出版されている。

NHK Eテレの工作番組「ノージーのひらめき工房」のアートディレクションも担当。『わくせいキャベジ動物図鑑』（アリス館）で、第23回日本絵本賞大賞、2019年に第1回やなせたかし文化賞大賞を受賞。

人気の絵本作家tupera tuperaの亀山達矢さんが、牟岐町で絵本ライブを行います。ご自身による絵本の読み聞かせや、絵本の製作秘話、親子のコミュニケーションについての講演会です。大人も子ども一緒に楽しめる内容です。この機会にぜひご参加ください。楽しい思い出を作りましょう！



★主催：おはなしの会「さざなみ」★後援：牟岐町立図書館 TEL 72-2300

地籍調査の実施について

地籍ってなに？

地籍とは、土地に関する戸籍のようなもので、それぞれの土地には土地登記簿や地図（公図）が法務局に備え付けられています。それら資料の多くは、明治時代の土地調査を基礎としているため、測量精度が低く、記録が正確ではない場合も多いことから、土地に関するトラブルの原因にもなっています。

なぜ、地籍調査をするの？

地籍調査を実施することにより、土地に関する正確な記録と精度の高い地図が作成され、土地に関するトラブルの未然防止や境界の復元、災害復旧の迅速化を図ることができます。本町では、平成23年度から地籍調査事業に着手し、調査を行っています。

一筆地調査

一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界・面積の調査や測量を行い、地図と簿冊を作成し、関係土地所有者の方々の閲覧・確認後、法務局へ送付します。

地籍調査の費用負担

地籍調査の費用は、国50%・県25%・町25%の負担で行いますので、原則として個人負担は発生しません。

ただし、立会における交通費などの経費は、個人の方にご負担いただくことになります。

今年度実施地区



調査期間中、一筆地調査については、土地所有者の方の立ち会いをお願いします。また、皆さんの土地に町職員や測量業者が立ち入る場合があります。


地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

建設課地籍調査係 ☎ 72-3418

放送大学10月入学生を募集中! 「学び直し」してみませんか

放送大学はテレビ・インターネットを使って自宅で学べる正規の大学です。
学位取得はもちろん、キャリアアップや自己実現など、生涯学習を目指す方をサポートします。
この機会にあなたも放送大学で学んでみませんか。



 学びをサポートする**6つ**のポイント

■ポイント1 学ぶ意欲が入学資格！学力試験はありません

学力試験はなく、書類選考のみで入学できます。大学卒業資格を得るために学ぶ方はもちろん、キャリアアップや知識を深めるために必要とする科目だけを学ぶ方もいます。

■ポイント2 テレビ等による放送授業だけじゃない！スマホやパソコンでいつでも！

放送授業はBS放送などの受信環境があればどこでも見ることができます。また学生の方はインターネットでいつでもどこでも受講できます。学習センター、サテライトスペースでも放送授業を視聴できます。

■ポイント3 大学卒業（学位取得）や資格取得を目指せます

4年以上在学し所定の単位数を修得すれば、普通の大学と同様の学士の学位を取得できます。認定心理士などの資格取得に対応した科目も開設しているほか、修士や博士を目指す大学院もあります。

【教養学部6つのコース】

生活と福祉・心理と教育・社会と産業・人間と文化・情報・自然と環境

■ポイント4 1科目から学べます 半年だけの在学もOK！

一流の講師による多彩な約300の科目があり、1科目から学ぶことができます。人気の心理学をはじめ、外国語も充実。学ぶ目的に応じてお選びください。

「資格に必要な単位だけとりたい」「入ってみたいけれど続けられるかわからない」という方は、半年だけ在学习中することもできます。

■ポイント5 負担が少ない授業料が魅力です

授業料はテキスト費込みで1科目（2単位）11,000円。入学料も含めリーズナブルな費用で学べます。また半年ごとに受講する科目の授業料だけを払う仕組みも魅力のひとつです。

区分		入学料	授業料
4年以上在学して卒業を目指す	全科履修生	24,000円	1科目(2単位) 11,000円
1年間在学	選科履修生	9,000円	
半年間在学	科目履修生	7,000円	

■ポイント6 全国に学習センターがあります！

全国57箇所にミニキャンパスといえる学習センターやサテライトスペースがあり、講師から直接講義を受ける面接授業だけでなく、サークル活動といった学生同士の交流も行われています。

また、全国の面接授業を受けることができます。その土地ならではの面接授業も楽しみの一つです。

資料を無料進呈いたします。お気軽にお問合わせください。

【出願期間】 第1回：2019年6月15日～8月31日

第2回：2019年9月1日～9月20日

資料請求・お問合わせ：放送大学徳島学習センター

〒770-0855 徳島市新蔵町2丁目24番地<<徳島大学日亜会館3階>>

TEL 088-602-0151 FAX 088-602-0152

放送大学ホームページ(<https://www.ouj.ac.jp>) ※「放送大学」で検索！

児童扶養手当について

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

◆児童扶養手当とは

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は、児童が18歳に達した年度末（障害の状態にある児童の場合は20歳）までです。

◆支給時期

奇数月の11日に、それぞれの支払い月の前月までの2か月分が支払われます。（ただし、11日が金融機関の休日に当たるときは、直前の営業日になります。）

※令和元年11月分から支払回数が2か月分ずつ年6回になります。

支払月が変わる11月の支払いは、8月から10月分までが支払われます。

◆支給時期

児 童 数	手 当 月 額	
	全部支給の方	一部支給の方
1人のとき	42,910円	42,900円～10,120円
2人のとき	10,140円加算	10,130円～5,070円加算
3人以上	1人につき6,080円加算	1人につき6,070円～3,040円加算

※受給者の所得が一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は、一部又は全部が支給されません

◆手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障害のある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課（TEL 72-3416）まで

自衛官等採用試験案内

	自衛官候補生採用試験案内 (技術と体力を磨く任期制自衛官のコース)	一般曹候補生採用試験案内 (部隊の中核となる自衛官を目指すコース)	航空学生採用試験案内 (海、空自衛隊のパイロットを目指すコース)
応募資格	18歳以上33歳未満の男女		航空 高卒(見込み含む)21歳未満の男女 海上 高卒(見込み含む)23歳未満の男女
受付期間	現在受付中	2019年7月1日(月)～9月6日(金)まで受付中	
入隊時期	2019年度は受付時にお知らせします。 (2020年度については4月)	2020年3月下旬～4月上旬 (上記の他に設定する場合があります。)	
試験期日	受付時にお知らせします。	1次試験:2019年9月20日(金)～21日(土) いずれか1日を指定されます。	1次試験:2019年9月16日(月)
試験場	県内で実施します。	希望する1日(県内で実施します。)	
試験内容	筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査 体力試験はありません。	1次試験:筆記試験、適性試験 2次試験:身体検査、口述試験 体力試験はありません。	2次試験、3次試験についてはお問い合わせ ください。
合格発表	受付または試験日にお知らせします。	最終:2019年11月8日(金)	最終:2020年1月21日(火)

詳細内容、試験内容等は、お気軽にお問い合わせ下さい。
お問合せ・ご用命は 自衛隊阿南地域事務所 0884(22)6981

北海道地震津波の記録

「海が吠えた日」より

大津波を経験して

大戸 故 山下 武男

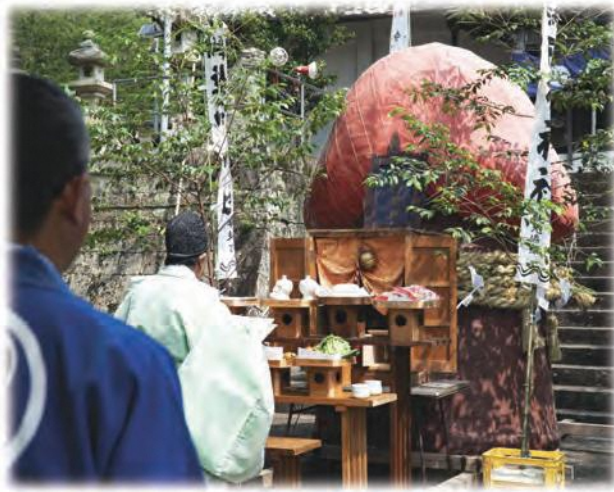
地震の発生は早朝の四時過ぎでまだ真暗であった。私の家族は両親をはじめ五人家族であった。当日は沖に出ていた釣客が早朝浜に帰る予定になっていたので、家族の者は幸い皆起きており、釣客が家を去って半時間くらい経ったころだった。ゴウーともなうすごい音と共にガタガタ！大地震だ。今にも家が倒れそうだ。あわてて屋外に飛び出した。しかし立っていることもできず、ただ抱き合って土地に座り込んだ。その時父が「早う山に逃げ、津波がくるぞ！」と大声で叫んだ。家族や近所の人々は裏山へ逃げ込んだ。父は後を確認しているうちに津波に流され、運よく流れて

来た舟にしがみつき九死に一生を得た。津波が込んで来た時のバリバリとあの不気味な音、この音を聞きながら裏山に逃げることに精一ぱいであった。

しばらくして東の空が明るんできた。引潮時に下山して我が家を確認する。家は残っているが中はメチャクチャで付近一帯は瓦礫の山と化していた。浜の入口に立ち沖を見ると引潮時には浜は四〇五十メートルも干上がり、船は至る所に干上がっている。沖には流失した家屋や家財、浮流物で満杯、東浦沖の一字防波堤の上には底曳網船が乗り上がっている。そのうちにこみ潮となり見る見るうちに港いっぱい浸水し、また引き潮とくり返すこと数回、次第に小さくなっていき気持ちも少々落ちついてきた。山を越えて西浦に出た。西浦地区のうち浜筋、瀬戸川筋、満徳寺下の内港付近は全滅状態だ、小橋の上には機帆船が三隻仲よく乗り上げている。その当時牟岐港で完全に残っていたのは東浦沖の一字防波堤だけだった。

令和元年姫神祭

令和元年7月28日に姫神祭が開催されました。



(写真提供：牟岐町観光協会)

Pick Up Mugi ●● 内妻サーフィンクラブ

活動内容を教えてください。

お盆にある内妻でのローカル大会も27年目を迎え、内妻でのサーフィンの歴史を受けつぎ次へと繋げていきます。

牟岐町に対する要望は。

子ども達が地元の海に触れ合う機会が多くなればと思います。

今後の目標は。

サーフィンを生涯スポーツとして、または競技、そして自然との触れ合い方を知る方法として若い世代に伝えていきたい。



内妻サーフィンクラブ会長：木村悠